

奈良県告示第百九十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

令和七年八月一日

奈良県知事 山下 真

一 形質変更時要届出区域として指定する区域 生駒郡斑鳩町幸前二丁目一九三の一部
（次の図に示す部分に限る。）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県環境森林部水・大気環境課において一般の縦覧に供する。）